和歌山縣民の友

發行所 和歌山市小松原通 和歌山縣庶務課秘書課
編集兼發行人 恭 慶 三
印刷所 和歌山縣印刷所
定價 一部六十錢

麥の暖冬異變をこうして救う

今年の冬は近年にない暖氣象を呈し、麥の生育上悪い影響を與えつゝあることは周知の通りであるが、これにつき、目下の生育狀況と氣象狀態を考慮して、縣農務課及び農事試驗場では次の方法によつて特に暖冬異變による麥の肥培管理を實行し、增産に遺憾なきよう農家に要望している。

一、踏壓（麥踏み）

既に麥踏を一、二度實施された事と思うが、早蒔き麥及び畑作麥の莖立ちしたものについては、土地の乾き次第なるべく早く確實に勵行すること。

二、土入

A紀北地方においては二月初旬四―初旬四―三月上、中旬に約一寸五分程度の土入を行い、位の土入を行うこのときは細土を篩入れること。徒長の麥にあつては中間の二月下旬ごろにもう一回六―七分程度の土入を行うを要する。

B紀南地方もこれに準ずる。

二、追肥

A紀北地方における二月中の追肥は普通生育の麥に對しては、硫安最高一貫五百程度を施し、徒長麥に對しては硝安等の速効肥料を施し、控え目にすること。硝安を施用する場合は特に過多にならぬよう、三月の追肥は穗肥として三月十日ごろ硫安で一貫五百程度を施用し三月二十日ごろに生育の程度と天候狀態を考慮し硫安一貫を限度として施用すること。

B紀南地方における二月上、中旬の追肥は肥料不足の狀態にあるものに限り硫安で一貫五百程度を施用することとし、生育順調なものに對してはなるべく避ける。穗肥は二月下旬～三月上旬に硫安で一貫～一貫五百を施用しその後の生育狀況に應じて、三月中旬に硫安で一貫を限度として施用すること、硝安については紀北地方に準ずる。

C現在赤葉になつているものには石灰反當十貫位を施用するか又は石灰汁を施し、一週間位經過して石灰が炭酸石灰となつて硫安、硝安に作用しなくなつたとき下肥、又は硫安、

Cガンマー五％粉劑を布するか若くはB・H・C劑を撒布すること。

「注」B・H・C劑については三月十日までに地方事務所において取りまとめ縣に申込むこと。

四、病害虫防除

A病害については本年の溫度、溫度の關係下より例年より早く多發が豫想されるからその

B病害虫菊乳劑（三％）千倍液を反當一石程度撒布するか若くはB・H・C劑を反當三瓩程度撒布して除除すること。

Bあぶらむしについては除虫菊乳劑（三％）千倍液を反當一石程度撒布すること。

麥でも穗揃前に必らず一回石灰硫黄合劑を撒布すること。

インフルエンザ流行の兆

大正七、八年の惨禍を繰返さぬよう皆さんの協力を

大正七―八年、我が國はもとより世界の人々を恐怖のドン底に叩き込んだインフルエンザ（流行性感冒）が、西歐各國を侵しつゝある。昨年十二月イタリーのローマ市中に猖獗を始めた流感旋風は、たちまちイタリー全土を含みサルデニア、スキスオーストリア、南部オランダ及びフランスを侵襲し フランスでは全人口の二〇％が輕い症狀でおかされている。僅か二ヶ月余にして全歐洲を席捲しようとする威力は正に驚異的でさえあるのである。

ジュネーブ及びシンガポールの國際衛生組織（W・H・O）傳染病情報局は、各國の情報をあつめ、刻々各國衛生當局に通達して注意を喚起する一方、國際インフルエンザ中央委員會を設立、その蔓延を極力防止すべく懸命の努力を續けているが、惡魔の旋風は益々その勢を加えギリシヤ、ブルガリア、西獨と漸次全世界をおかそうとしている。

あなた方の縣民の皆さんが祇めた大正七、八年の惨禍と恐怖を想起して下さい。現在の社會は不安にこれ以上の混乱と悲劇を招かぬようインフルエンザの侵入防止に御協力をお願いすると同時にあなた方自身萬全の準備を整えて下さい、國、縣では不斷の警戒と流行に備え緊急態勢の準備を進めている。

インフルエンザは大体三十年目毎に起る周期性が強く大正七、八年から數えて今年あたりが丁度三十年目にあたつている。その傳染力は非常に強く、その蔓延速度は驚異的である。それは普通の感冒より重い場合が多く、大低呼吸器を侵すが、ときに消化器や神經系統を侵す、特に老人幼兒は出血性肺炎を併發して死亡率が高い。

普通の風邪と違うような患者が出たときは、すぐ醫師の診斷を受け若しインフルエンザの診定を受けたときは保健所に屆出で患者を隔離して消毒を行う。

何はさてかぜをひかぬことが肝要で、縣が豫防注射を實施する場合は、進んでうけるのが最も賢明な豫防方法である。

世論調査には注意

下記にご調査ご世論

大得紙面のを經て通に承課に總が知に程促の官たにて關いはりその認を實理ある事よ縣し宛つがしてつ本で認を實理ある事よ縣し宛つがしてつ本で認を實理ある事よ縣し宛つがしてつ本で

（昭和23年3月24日第3種郵便物認可）　（第45號）

はしがき

徳川幕府が行なつた鎖國三百年の封建政治が、相模灣の沖合に浮んだ黒船の雄々しい姿によつて瓦解されて、四民平等の明治憲法が制定せられた。そして再び軍閥が大義の名を利用して官僚と政黨と財閥とに謀つてこしらえた全体主義國家のファッショ政治が、廣島長崎兩都市の上空に投げられた原子爆彈の恐ろしい威力によつて粉砕されて、自由と平和の昭和憲法が制定せられた。歴史は同じことを繰り返えすといわれる通り我が日本丸の進路が、世界の先進國の力で二回もその正しい航路を教えてもらつたのである。

縣民の友縣政論文優秀作品發表

明治憲法から遙かに飛躍した内容を持つた昭和憲法の制定によつて人權の基本が確立せられ、人民による人民の正しい明るい政治が行えることになり、新しい地方自治の自主性も彈力が加えられ、縣民が自分等の選んだ知事を先頭に縣政を伸展させる態勢も整い、いよ〳〵我が和歌山縣百萬の同胞は一心同体となつて、本縣の發展と縣民の幸福を築いて行かなければならないのである。

一、民主的な縣政

縣民一人々々の權利を絶對に重んじて一部の人の特權を認めることのないようにありたい。官廳も役所も公團も縣民の奉仕機關であつて、そこで勤務する中には繁殖しないものである。

二、明るい縣政

縣民の正大にありたい。政治を腐敗させる黴菌は光線のよく通る硝子張りの中に繁殖しないものである。縣民が自分等で選んだ國會議員によつて審議され、立法された法律ならば正しく守る義務と責任がある。

三、平和な縣政

暴力は野蠻であり卑怯であつて文明的ではない。そして暴力のある所に平和は永められない。日本人の一番いけないことは理論を盡くさないで、すぐ暴力にうつたえて我意を通そうとすることである。公務員も縣民もその立場々々から法律や規則を正しく守つて行く所に自由な縣政がある。違法や脱法は縣政をみだす第一歩である。

しかし法律や規則は或る一定の基準を定めているのであつて、これを運營する人の如何によつてその巾が廣くもたりして、相當の日數もつて、いつも意志を通じあいお互に對立などのないようすべて民主的に縣政を助成して行かなければならない。特に選擧の投票は政治に參與するものであることを自覚して、最も良い人を正しく選んで縣議會に送らればならないのである。

四、自由な縣政

縣民は自分等の官廳、役所という考えを捨てて絶對に密室やカーテンや衝立のかげでおこなつては暗い縣政におちてしまう。明るい正しい縣政をおこない闇を追放して、不當な利益を提供して不當な權利を與えられることのないよう公明たらめは大いに差違がある。縣民が自分等で選んだ國會議員によつて審議され、立法された法律ならば正しく守らなければならない。自由とは本に於て、すべての法律は正しく守らなければならない。自由とは自由に走るというのは二本のレールの上を正しい速力で走ることである。田や畑や道路の上を所きらわず汽車が走つたらそれは自由ではなくて脱線するばかりである。

五、やさしい縣政

これまでの日本人の考え方として官公署は堅苦しいむつかしい所とされて來た。役人も吏員もむつかしい言葉や文句でないと役所らしくないとの誤つた考えをもつていた。役所から出す公文書は全く一定の型にはまつたきまり文句でむつかしい字句をならべたのがよいとされて來た。こうしたことは實に馬鹿げたことである。やさしい子供にもよく分るような縣政こそ一番望ましいのである。子供にも年寄にも女性にも誰にでも分るやさしい政治を行うには先づ言葉と態度をやさしくしなければならない。乱暴な言葉で返事をするのが役所であると誤信している公僕の多いことに驚く。

民主的な縣政は必ずやさしい縣政であることを、そしてやさしい縣政は必ず縣民から愛されるものであることを忘れてはならない。或る一つの許可をもらうにも四通も五通も作つて、それも差し出す窓口が二ケ所も三ケ所もあつて、それを一括して教える機關が欠けているのであつて、これを一定の基準を定めているため差し出す窓口を違えたり書き誤つたりして、相當の日數が經たないと許可がもらえないなどは決して民主的ではない。一つの許可をもらうには書類を一本にしてそれを關係課へ持ち廻りにすれば手續が簡單にすむのであり、これは官公署の進んで研究し實現せねばならない所である。

斯うして縣政を伸展せしめたい（1）

那賀郡池田村重行　事務吏員　三本清久

隨想　得たもの　無くしたもの

南風生

孔子の弟子に二人の地方吏員がいた。孔子がその一人の吏員の許をたずねて同じ人の許をたずねて「君は役人になつてから何を得て何を無くしたか。」と聞いた人質問をなした。彼は答えて「私は役人になつてから得たものは何一つありません。彼は答えて「私は無くしたものは何一つありません。」と述べた。孔子は更に他の一つを問はれて「これがなくしたものの三つです